専門相談事業中止事務フロー（案）

大阪市市民局	各区役所	公益財団法人 大阪国際交流 センター	大阪弁護士会	運営補助 委託会社	近畿税理士会北支部、大阪民事調停協会、大阪府社会保険労務士会、家庭問題相談員

中止基準に該当する要因の発生

大阪市市民局に報告（必要に応じて中止を協議）

専門相談事業の中止を検討

中止の必要がない場合

処理不要

中止の必要がある場合

中止の通知

担当弁護士へ連絡※1

ナイター相談　日曜・巡回法律相談　外国人法律相談　専用サイト掲載等

関係者へ連絡

関係者へ連絡※3

※1 それぞれ担当弁護士へ中止の連絡（電話、メール、専用サイト掲載等）をする。
ただし、相談日の前開庁日に中止の判断基準をお知らせのうえ、当日連絡しないことをご了承得た場合は省略することができる。

※3 家庭問題相談員は、除く。

予約者等へ連絡※2

ナイター相談　日曜・巡回法律相談　外国人法律相談
税務相談、家庭問題相談、
民事調停手続相談、
年金・労働相談

※2 それぞれ予約者等へ連絡（電話、メール等）をする。
ただし、相談日の前開庁日に中止の判断基準をお知らせのうえ、当日連絡しないことをご了承得た場合は省略することができる。
予約者と連絡がつかない場合や当日受付を実施している場合は HP等で情報発信する。
予約者の振替は振替日に限らず、直近の相談日や他区の相談日などを案内するなど柔軟に対応する。

振替候補日報告依頼・調整

振替候補日・場所の報告

振替日等の調整

振替日の調整ができた場合

振替日等の通知

振替日の周知※4

※4 ホームページ等で周知する。

担当弁護士等の報告受理・通知

担当弁護士等の報告受理

担当弁護士等の報告

振替日の調整ができなかった場合

契約内容変更

契約内容変更